

【資料1-1-2-3】

トン数標準税制導入国と未導入国の商船隊船腹量の比較

		隻数ベース			トン数ベース(千トン)		
		自国籍船	外国籍船	合計	自国籍船	外国籍船	合計
(a)	既に導入した国の商船隊合計 ^(注) アメリカ、イギリス、イタリア、インド、オランダ、韓国、ギリシャ、キプロス、シンガポール、スペイン、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、フランス、ベルギー、香港	6,219	9,022	15,241	176,858	315,155	492,011
	全体に占める割合	62.7%	68.6%	66.1%	73.5%	65.0%	67.8%
(b)	まだ導入していない国の商船隊合計 日本、台湾、スイス、サウジアラビア、マレーシア、イラン、トルコ、カナダ、インドネシア、ブラジル、スウェーデン、フィリピン、スペイン、クウェート、タイ、ウクライナ、アラブ首長国連邦、オーストラリア	3,693	4,127	7,820	63,887	170,062	233,949
	全体に占める割合	37.3%	31.4%	33.9%	26.5%	35.0%	32.2%
(a) + (b)		9,912	13,149	23,061	240,745	485,217	725,960
		100%	100%	100%	100%	100%	100%
中国、ロシア等、その他国の商船隊合計 (c)		5,339	2,697	8,036	52,394	61,277	113,673
(a) + (b) + (c)		15,251	15,846	31,097	293,139	546,494	839,633

(注)ギリシャ、キプロス、シンガポール、香港はトン数標準税制導入国ではないが海運に対して無税または軽課税、もしくは同様の制度がある。

「Review of Marine Transport 2005 (Report by the UNCTAD secretariat),1000総トン以上の船舶」をもとに当協会が作成。